

議長／ただいまから令和5年第4回千代田区議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名員を定めます。

会議規則第124条の規定に基づき議長から指名いたします。

7番牛尾こうじろう議員、8番岩佐りょう子議員をお願いいたします。

会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、本日11月21日から12月12日までの22日間としたいと思いましたが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

樋口区長から議会招集の挨拶をお願いいたします。

区長。

区長／令和5年第4回区議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、千代田区民体育大会について申し上げます。

今月12日、第61回千代田区民体育大会が7年ぶりに開催されました。

昨年度まで、天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響により、大会を中止せざるを得ない状況が続いており、今年も気温が低く、朝から小雨が降る中での開会式となりましたが、競技が始まる前には雨も上がり、多くの区民の皆様が待ち望んでいた本大会を、大過なく開催できましたことは大変喜ばしいことであります。

開催に当たり御尽力いただきました実施委員会や、当日御参加いただきました各連合町会等の皆様、そして、区議会の皆様には、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。本区の区民体育大会は、昭和38年に開催されて以来、区民体育の振興のみならず、区民相互の親睦の場として長年親しまれてきました。

歴史と伝統を重んじる千代田区らしく、従前の内容を継承しながらも新たな取組にチャレンジし、区内に住まう多様な方々が一堂に会してにぎわった今大会は、区民相互の親睦を一層深めることにつながるものであったと確信しております。

まさに、地域の明るさや活気がコロナ禍前に戻ってきたことを実感するものであります。また、会場にお越しいただいた区民の方々からは、「開催できてよかった」と、多くの感謝のお言葉をいただくとともに、新たに区内に居を移し、町会に加入されていない区民の方からも、「参加して楽しかった」というお声をいただきました。

地域や立場が異なる区民の方々が、区民体育大会を通じて楽しい時間を共有することで、新たなコミュニティの輪が広がるものと期待しております。

2年後には、聴覚に障害のあるろう者の世界最高峰の大会である「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」の開催が予定されており、区内の日比谷公園が、オリエンテーリング競技の会場となります。

このデフリンピック競技大会の機運醸成も見据えまして、今後の区民体育大会につきましては、今回明らかになった課題を踏まえ、区議会や実施委員会の皆様をはじめ、広く区民

の皆様からも御意見、御要望をいただきながら、さらに充実したものとなるように取り組んでまいります。

次に、第3号補正予算について申し上げます。

まず、第3回区議会定例会で御提案いたしました一般会計補正予算第2号につきましては、全会一致で御議決を賜り、誠にありがとうございました。

改めて御礼を申し上げます。

御議決いただきました補正予算に計上した各事業予算は、予定どおり執行を進めております。

子育てに係る保護者の負担軽減を図る対策として、まず、経済的負担の軽減策である、区内小、中学校及び中等教育学校前期課程の児童・生徒の給食費につきましては、既に今月分から無償化を実施しております。

これにより、様々な食材費が高騰した現下の社会経済状況におきましても、これまで提供していた給食と同様の量と質を維持した給食の提供に努めてまいります。

次に、労力負担の軽減策である、区内保育施設の園児が使用するおむつ等支援事業につきましては、既に、各保育事業者との協議を開始しており、令和6年1月からサービス開始に向けて鋭意準備を進めてまいります。

次に、自転車用ヘルメット購入費補助につきましては、区民の負担を軽減するため、購入後に各自が区に補助金を申請する形態ではなく、店頭で2000円を割り引いて購入できるよう、区内15店舗の御協力の下、今月1日から実施しております。

さきに開催された、ふれあい福祉まつりや区民体育大会の会場でも区民へのお知らせを行うなど、事業周知にも積極的に取り組んだ結果、着実に補助実績が報告されており、区民の交通安全に寄与できるものと期待しております。

最後に、神田さくら館の一部機能の移転につきましては、移転先建物所有者との賃貸借契約を締結する準備を鋭意進めているところであります。

補正予算審査時にも御説明いたしましたとおり、令和6年度当初からの業務開始に向けた次なる段階といたしまして、内装工事や什器類の購入等により、利用者や執務のための環境整備を行う必要があります。

また、乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費助成事業、ベビーシッター利用支援事業において、これまでの申請実績を鑑みますと、当初予算に計上した額から不足が生じることが見込まれます。

そのため、白鳥教室等の環境整備、子どもの医療費助成事業、ベビーシッター利用支援事業のために必要な経費といたしまして、追加の予算を計上し、補正予算第3号として今定例会に提案することといたしました。

次に、債権管理の適正化に関する取組について申し上げます。

区では、平成30年、生業資金貸付金等に関して、決算書と決算参考書の債権の額に不整合が認められると監査委員からの御指摘を受け、その後、同年第4回区議会定例会において、決算認定に対する付帯決議を受けたことから、全庁的な債権管理の適正化に向けた取組を進めてまいりました。

適正な債権管理とは、債権の発生から消滅に至るまで各段階において法令に従った手続を行うとともに、全体として公正で効率的・合理的な事務により債権を管理していくことと

考えております。

そのためには、公平性や公正性の観点から、地方自治法をはじめとした多くの法令の規定に基づき、適正に債権を管理する必要があります。

本区ではこれまで、債権管理勉強会や研修会の実施、法律相談体制の構築、債権管理マニュアルの策定を通じて、債権を管理するための必要な基礎知識や標準的な事務処理手順等を整理することで、職員の知識やスキルの向上を図ってまいりました。

一方、公正で効率的・合理的な債権管理のためには、債務者の破産や著しい生活困窮状態にある場合等、徴収努力を続けてもなお将来にわたり、回収見込みのない債権の整理を行っていく必要もあります。

このような認識の下、パブリックコメントに寄せられた御意見やこれまでの議会の御議論等を踏まえ、債権管理のより一層の適正化を行うことを目的とした条例案を今定例会に提案することといたしました。

今後もこれまでの取組を引き続き進めつつ、条例化によってさらなる債権管理の適正化に努めてまいります。

最後に、今回提案いたしました諸議案について申し上げます。

まず、予算案件といたしまして、令和5年度一般会計補正予算第3号の、1件であります。

次に、条例案件といたしまして、新たに条例を制定するもの1件、条例の一部を改正するもの9件、の計10件であります。

次に、契約案件といたしまして、(仮称)四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更についての1件であります。

また、財産の取得1件、訴えの提起3件のほか、報告関係として、契約変更の専決処分が4件で、今回の付議案、議案は、合わせて20件であります。

何とぞ、慎重な御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第4回区議会定例会の開会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長／お諮りします。

本日は、以上で延会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、11月29日午前10時30分から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はいたしませんので、御了承願います。

本日は、以上で終了します。

延会します。